

福山市私立認可保育施設協会 会則

(名称)

第1条 本会は福山市私立認可保育施設協会と称し、主たる事務所を会計担当次長の所属する施設内に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、福山市私立認可保育施設代表者、施設長及び代表者がその責任において指名する者をもって会員とする。なお、指名する者に関しては任意とし、各施設1名までとする。

2. 会員は、施設ごとに予め会長に会員届出書を提出しなければならない。
3. 会員は、退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

(目的)

第3条 本会は会員施設の連絡調整を図り、親睦を深め、教育・保育内容の向上と施設の適正なる運営を期し、児童の福祉増進に寄与することをもって目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所轄庁並びに、社会福祉関係諸団体との連携調整を図る事項。
- (2) 運営の適正及び経営の向上を図る事項。
- (3) 教育・保育従事者の資質向上に関する事項。
- (4) 運営予算に関する事項。
- (5) 教育・保育事業の調査研究に関する事項。
- (6) 広報・求人に関する事項。
- (7) その他必要な事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営部 運営部長 1名 運営副部長 1名 幹事 2名
- (4) 研修部 経営者研修担当部長 1名 保育者研修担当部長 1名
調理者研修担当部長 1名 保育者研修担当副部長 1名
調理者研修担当副部長 1名 幹事 若干名
- (5) 事務局 事務局長 1名 事務局次長 1名 会計担当次長 1名
事務局員 2名
- (6) 監事 3名

(役員職務)

第6条 本会の役員職務については、別に定める役員職務分担表によるものとする。

(役員選出)

第7条 役員は会員の中より互選する。選挙権及び被選挙権は、各施設1名とする。

(顧問)

第8条 本会に相談役として顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは補欠を選出する。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、定例総会、臨時総会、役員会、全体会議とする。

2. 定例総会は、会計年度終了後2カ月以内に会長が招集する。
3. 臨時総会は、必要がある場合に会長が招集する。
4. 役員会は、その都度必要に応じて開催するものとする。
5. 全体会議は、その都度必要に応じて開催するものとする。

(議決機関)

第11条 総会が最高議決機関であって次の事項を決定する

- (1) 運営に関する事項。
- (2) 事業計画並びに予算の承認。
- (3) 事業報告並びに決算の承認。
- (4) 役員選出、承認。
- (5) 会則改正等に関する承認。
- (6) その他必要な事項の決定承認。

(議長選出)

第12条 総会の議長は、会長がこれを指名する。

(定足数並びに議決)

第13条 総会の成立は、会員の委任状を含めて3分の2以上の出席を必要とし、総会の決議は、出席した会員の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費・負担金)

第15条 本会の会費及び負担金は総会において定める。

2. 本会に新たに施設が入会したときは、入会金として20,000円を納付するものとする。

(慶弔規程)

第16条 本会の慶弔規程は、別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(内規)

第18条 必要に応じて各部局で内規を定めることができる。

2. 内規の改正については、全体会議で承認を得るものとする。

(その他)

第19条 この会則に定めのない事項については、役員で協議し、その都度決定する。

附 則

この会則は2016年(平成28年)1月18日に制定し、2016年(平成28年)4月1日から実施する。